

大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成 15 年 3 月 7 日

制定

(設置)

第 1 条 大妻女子大学大学院、大妻女子大学及び短期大学部（以下「本学」という。）に、本学の教育の内容及び方法の検討、さらにそれらの組織的な研修、研究及び改善（以下「FD」という。）を推進するため、大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長 1 名
- (2) 人間文化研究科長及び人間文化研究科FD委員長
- (3) 各学部長及び大妻女子大学短期大学部長
- (4) 各学部及び短期大学部から選出された教員各 1 名

2 学長及び委員以外の副学長は、必要に応じて出席することができる。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FDの企画及び実施に関する事項
- (2) FDに関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) FDの実施に係わる支援及び評価に関する事項
- (4) 研究科、各学部及び短期大学部におけるFD活動に関する事項
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 7 条 次の各号の者は委員会に出席して意見を述べることができる。

- (1) 事務局長、教育支援センター部長、多摩事務部長
- (2) 委員会の同意を得て委員長が必要と認めた者

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、教育支援センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学運営会議において定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月11日から施行し、平成16年12月1日から適用する。ただし、第7条第1項第1号の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月8日 大学運営会議）

この規則は、令和7年4月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。